

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	防災交通課																	
件 名	自転車等駐車場ソーラー照明灯修繕業務																	
契 約 内 容	既設ソーラーライト（4基）の鉛蓄電池及びコントローラー等を交換し、修繕する。																	
契 約 期 間	令和3年11月5日～令和3年12月27日																	
契 約 締 結 日	令和3年11月5日																	
契 約 相 手 方	有限会社仙石電気工事																	
契 約 金 額	1,554,300円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	照明灯が消えており、日の入り時刻が早まっている中、市民等が自転車等駐車場を安心して利用できるよう、早急に対応する必要がある。故障原因は、鉛蓄電池及びコントローラーの劣化によるものであり、この状況を把握している点検を実施した業者を選定する。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 防災交通課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	道路改良付帯工事 市道塔野地93号線																	
契 約 内 容	ボックスカルバート工L=14.0m																	
契 約 期 間	令和3年11月17日～令和4年1月31日																	
契 約 締 結 日	令和3年11月16日																	
契 約 相 手 方	株式会社アサイ建設																	
契 約 金 額	1,485,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、既発注の道路改良工事に関連し、用水路の延伸を行うものである。用水路付替え工事は2ヶ年計画の1ヶ年目であり、既発注の工事では県道計画道路より下流の用水路を付替える工事として発注済みである。工事に際し隣接住民と協議した結果、現在2カ所ある乗入を本工事に伴い1カ所にすることとなった為、乗入に影響する範囲を本年度に施工を完了させる必要が生じた。それに伴い、本工事では、既発注工事の上流部である用水路の一部を延伸するものである。</p> <p>施工については、隣接住民の乗り入れを規制する必要があるため、調整を密に取ったうえで可能な限り短期間で工事を行う必要がある。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、既発注の道路改良工事を実施している株式会社アサイ建設と随意契約するものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	道路改良付帯工事（その2）市道羽黒前原台線																	
契 約 内 容	造成工 舗装工 防護柵工 道路付属施設工 構造物撤去工	N = 1 式 A = 1 3 2 m ² N = 1 式 N = 1 式 N = 1 式																
契 約 期 間	令和3年11月9日～令和4年7月22日																	
契 約 締 結 日	令和3年11月8日																	
契 約 相 手 方	勝建設株式会社																	
契 約 金 額	13,585,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、勝建設株式会社と契約している市道羽黒前原台線道路改良工事（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市大字塔野地字大畔地内外）の付帯工事であります。当該工事は、本工事区間内における照明灯設置、本工事により必要となる立入防止柵設置及び造成工等を施工するものであり、本工事と一連の作業で施工する必要があります。 よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、勝建設株式会社と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	駅前広場維持工事																									
契 約 内 容	犬山駅東エレベーターの巻上ロープ及び調速機ロープの取替工																									
契 約 期 間	令和3年11月19日から令和4年1月28日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年11月18日																									
契 約 相 手 方	三菱電機ビルテクノサービス㈱中部支社																									
契 約 金 額	616,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>令和3年8月27日に犬山駅西エレベーターが停止したため、保守点検受託者による点検を実施した結果、エレベーター本体の異常が確認された。このため、エレベーターの製造元である三菱電機ビルテクノサービス㈱による緊急点検を実施したところ、駅東エレベーターの巻上げロープ及び調速機ロープの錆びが発生しているうえ、ロープの摩耗も確認された。当該施設は犬山駅を利用する多くの市民が使用し、年配者等にとって必要不可欠な役割を担っており、錆が原因となる断線で利用者の怪我等を未然に防ぐ必要があるため緊急で修繕工事を行う必要があります。また、当該施設の製造元で、機器構造を熟知している三菱電機ビルテクノサービス㈱に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	楽田浄水場引込ケーブル取替工事	
契 約 内 容	引込ケーブルの絶縁抵抗値が著しく低下していた為、取替工事を実施する。	
契 約 期 間	令和3年11月30日から令和3年12月10日	
契 約 締 結 日	令和3年11月30日	
契 約 相 手 方	(株) エレックス極東	
契 約 金 額	1,265,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>引込ケーブルの絶縁抵抗値が著しく低下していた為、取替が必要である。 年次点検に伴い当該施設を停電させた際、引込ケーブルの絶縁抵抗値を測定したが、数値の著しい低下が見られた。主任技術者と協議し、その状態のまま施設を稼働させていく事は非常に危険性が高いと判断。電気が供給されず、施設の通常運用が出来なければ、水道水の安全安定供給に支障が生じる為、一刻も早い取替が必要である。 そういった状況の中で、迅速に取替工事を実施できる業者を選定したものである。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	給水装置修繕(天神町一丁目)																									
契 約 内 容	天神町一丁目地内の配水管が破損し、道路内で漏水が発生しているため、道路内を掘削して行う配水管の修繕。																									
契 約 期 間	令和3年10月1日から令和3年11月5日																									
契 約 締 結 日	令和3年10月1日																									
契 約 相 手 方	小島施設㈱																									
契 約 金 額	427,900円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	道路内から漏水しており、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	城東浄水場柱上開閉器取替工事	
契 約 内 容	柱上開閉器が故障した為、取替工事を実施する。	
契 約 期 間	令和3年11月9日から令和3年11月19日	
契 約 締 結 日	令和3年11月9日	
契 約 相 手 方	(株) エレックス極東	
契 約 金 額	1,012,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	柱上開閉器が故障した為、取替が必要である。 年次点検に伴い当該施設を停電させた際、柱上開閉器が正常に機能していない事が判明。主任技術者と協議し、その状態のまま復電させる事は非常に危険性が高いと判断。復電させなければ、施設の通常運用が出来ず、水道水の安全安定供給に支障が生じる為、一刻も早い取替が必要である。 そういった状況の中で、迅速に取替工事を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	占用支障修繕(楽田鶴池)	
契 約 内 容	道路管理者が施工する道路改良工事で給水管が支障となるため、給水管の切廻しを行う。	
契 約 期 間	令和3年11月18日から令和3年12月3日	
契 約 締 結 日	令和3年11月18日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	405,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	道路管理者が施工する道路改良工事において緊急の切り回し依頼があり、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕（北白山平地内）	
契 約 内 容	給水管付近において漏水が発生し、道路の陥没等による事故を防止するため、給水装置の修繕を行う。	
契 約 期 間	令和 3年12月9日から令和 4年1月31日	
契 約 締 結 日	令和 3年12月9日	
契 約 相 手 方	（有）松浦設備	
契 約 金 額	994,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	給水管付近において漏水が発生しており、周辺の地盤等の陥没も発生していたため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕（犬山四日市）	
契 約 内 容	仕切弁付近で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和3年10月22日から令和4年1月28日	
契 約 締 結 日	令和3年10月22日	
契 約 相 手 方	（有）松浦設備	
契 約 金 額	335,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額以下である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	水位計取替工事（公共その1）	
契 約 内 容	水位計取替工 N=1箇所	
契 約 期 間	令和3年10月27日 ～ 令和3年11月15日	
契 約 締 結 日	令和3年10月26日	
契 約 相 手 方	荏原商事(株) 中部支社	
契 約 金 額	825,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本工事は、マンホールポンプ保守点検業務委託の点検において、水位計の故障が判明し、放置しておくとう路上に汚水が溢れ出してしまう可能性があるため、早期に水位計の取替を行うものです。受注者については、直ちに現場作業に着手可能な荏原商事(株)中部支社に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 下水道課																	
件 名	汚水幹線管きょ築造付帯工事（第3工区）																	
契 約 内 容	流木撤去工 L=4.00m																	
契 約 期 間	令和3年10月26日 ～ 令和4年2月16日																	
契 約 締 結 日	令和3年10月25日																	
契 約 相 手 方	西濃・中京特定建設工事共同企業体																	
契 約 金 額	2,860,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、現在施工中の汚水幹線管きょ築造工事（第3工区）において、推進工事施工中に流木が出現したことに伴う、流木の撤去工事である。施工については、現在施工中の工事と連続性が求められるものであるため、施工中工事の受注者である西濃・中京特定建設工事共同企業体と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設 1 号炉、2 号炉再燃焼室上部耐火物補修工事	
契 約 内 容	焼却施設 1 号炉再燃焼室上部耐火物補修工 1 式 焼却施設 2 号炉再燃焼室上部耐火物補修工 1 式	
契 約 期 間	R3. 10. 26～R4. 3. 22	
契 約 締 結 日	R3. 10. 25	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	29,920,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））
	○ 第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>焼却炉の耐火物の補修については、最終工程で焼却炉の乾燥焚きを行い、新たに打設した耐火物を炉体にしっかりと定着させる必要があるが、乾燥焚きによる耐火物の定着の程度は、炉内の温度や炉内の流通空気量などにより大きく左右される。そのため、本工事の施工事業者に対しては、焼却施設全体の構造及び運転に関する制御を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事の施工事業者を運転管理業務委託の受託事業者と同一の事業者にした場合には、万が一、本工事の施工に何らかの不都合があった場合においても、可燃ごみの焼却処理の実施に支障が生じないように、迅速かつ柔軟に対応することが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成 2 0 年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者であり、運転管理業務委託の受託事業者でもある株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却施設 1号炉・2号炉バグフィルタろ布等取替工事																									
契 約 内 容	焼却施設 1号炉・2号炉バグフィルタろ布取替工 348本×2炉 焼却施設 1号炉バグフィルタスクリーコンベヤ取替工 1式 焼却施設 2号炉温風ヒータ取替工 1式																									
契 約 期 間	R3. 11. 9～R4. 3. 22																									
契 約 締 結 日	R3. 11. 8																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	39,600,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で補修を行うバグフィルタを含む排ガス処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>本工事は、焼却炉の排ガス処理能力に係わる、重要な工事となり細心の注意を払って施工することが求められるが、焼却炉の停止期間に限られるため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模補修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設No.1・2灯油ポンプ交換工事	
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設No.1・2灯油ポンプ交換工	
契 約 期 間	R3.12.3～R4.1.13	
契 約 締 結 日	R3.12.2	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	427,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で交換を行うNo.1・2灯油ポンプに関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。 また、本工事には、灯油を供給する助燃バーナーの配管との接続工程が含まれており、万が一、この工程において施工誤り等が発生した場合、焼却施設全体が稼働不能となる恐れがあるため、本工事の施工事業者には、確実な施工が可能である能力を有することが強く求められる。 株式会社川崎技研は、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者であり、運転管理業務委託の受託事業者でもあるため、焼却施設全体の各設備の構造・性能・運転に関する制御等を最も熟知している事業者として認められる。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター排水処理設備ろ過材等取替工事	
契 約 内 容	都市美化センター排水処理設備のろ過材及びマンホールパッキンの取替	
契 約 期 間	R3. 10. 6～R3. 12. 16	
契 約 締 結 日	R3. 10. 5	
契 約 相 手 方	株式会社 東洋エンタープライズ	
契 約 金 額	396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事の施工にあたっては、焼却施設を停止する必要があるため、可燃ごみの計画的な焼却処理の実施に支障が生じないように、迅速かつ確実な施工が要求される。 本工事で取替を行うろ過材及びマンホールパッキンが設置されているろ過機の製作メーカーである株式会社 東洋エンタープライズは、ろ過機の構造等を熟知しており、本工事の施工を最も迅速かつ確実に実施できる事業者として認められる。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課	
件 名	橋爪子ども未来園給水配管管繕工事	
契 約 内 容	地中埋設の給水管から漏水したことによる、給水管の敷設替え	
契 約 期 間	令和3年11月4日から令和3年11月12日	
契 約 締 結 日	令和3年11月2日	
契 約 相 手 方	株式会社三輪工業所	
契 約 金 額	1,172,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	橋爪子ども未来園において、給水管老朽化により地中にて漏水していることが判明。開園中は水道の使用を止めることができないため、漏水を続けることによって水道料金にも大きく影響が出ることから、早急に漏水箇所の給水管敷設替え工事を行う必要がある。 また迅速に工事を行うにあたっては、当園の給水配管の状況を熟知している業者である必要があるため、過去に当園の水道工事を請け負っていた業者を選定する必要がある。 以上の理由により、早急に工事を行う必要があり、対応可能な業者が株式会社三輪工業所以外にないと判断し、随意契約するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課																	
件 名	橋爪子ども未来園給水配管管繕工事（その2）																	
契 約 内 容	漏水により、緊急で11月5、6日の2日間で給水管敷設替え工事行ったところ、工事箇所とは別の給水管にて新たに漏水が発生。前回とは別の屋外給水管の敷設替え工事と宅内（トイレ3箇所）の給水管敷設替え工事を行う。																	
契 約 期 間	令和3年11月11日から令和3年11月26日																	
契 約 締 結 日	令和3年11月10日																	
契 約 相 手 方	株式会社三輪工業所																	
契 約 金 額	2,640,000円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>漏水により、緊急で11月5、6日の2日間で給水管敷設替え工事行ったところ、工事箇所とは別の給水管にて新たに漏水が発生。前回の漏水と比べ漏水の流量も多く、早急に対応する必要がある。</p> <p>また迅速に工事を行うにあたっては、当園の給水配管の状況を熟知している業者を選定する必要がある。</p> <p>以上の理由により、早急に工事を行う必要があり、対応可能な業者が前回の敷設替え工事受注者である株式会社三輪工業所以外にないと判断し、随意契約するものである。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課